

(設計業務要領等)

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか「設計業務共通仕様書 共通編(H28.10.1適用)」(以下、「共通仕様書」という。)、「土木構造物標準設計図(H26.11.11適用)」(長野県 建設部)によるものとする。

(成果品の提出)

報告書は、電子媒体で3部作成し、監督員に提出するものとする。

(打合せ等)

- 1 業務の実施に伴う打合せは、着手時、中間、成果品納入時の計3回を行うものとする。ただし、中間打合せについては、監督員と協議のうえその時期を決定する。
- 2 業務着手時又は業務計画書作成時には原則として管理技術者が立合うものとする。

(資料等の貸与)

貸与する資料等は、次の通りとし管理事務所に用意された貸出簿に記帳する。

資 料 の 名 称	数 量	単 位	貸 与 場 所	返 却 場 所	備 考
向山橋原設計図書	1	式	管理事務所	管理事務所	
船久保橋原設計図書	1	式	管理事務所	管理事務所	
石取橋原設計図書	1	式	管理事務所	管理事務所	

(その他の特記事項)

成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに訂正するものとする。

(業務カルテ作成・登録)

受注者は、契約時又は変更時において請負金額が100万円以上の業務について測量調査設計業務実績情報サービス(テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ受注時は契約後、土・日・祝日等を除き10日以内に登録内容の変更は変更があった日から、土・日・祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

(事前調査)

各構造部材の外観変状を調査記録(写真撮影を含む)し、報告書する。また、各種試験の結果は、報告書に添付する。

種 別	細 別	箇 所	備 考
外観変状調査業務	上部工 橋体	石取橋	① 構造概要 ② 変状部分の種類及び程度、説明事項、特記事項 ③ 変状図 ④ クラック状況図 ⑤ 原因とその対策、補修方針等
	下部工 橋台	石取橋 A1,A2 向山橋 A1,A2 船久保橋 A1,A2	① 構造概要(全景写真撮影) ② 変状部分の種類及び程度、説明事項、特記事項 (ひび割れの状態、折出物の有無、浮きや剥離の有無、顕著な錆汁) ③ 変状図 ④ クラック状況図(クラック注入をする場合は、数量の把握まで行う) ⑤ 原因(水分供給の状態)とその対策、補修方針等

(補修設計)

設計業務内容は、次のとおりとする。

種 別	細 別	箇 所	備 考
橋梁補修設計業務	床版補修工法	石取橋	① 床版上面の厚さ(カブリ)修復 <ul style="list-style-type: none"> ・WJはつりにより床版上筋を露出させ、鉄筋腐食状況を確認したところで、追加補強及び防錆処理を行う。 ・追加鉄筋の他、床版応力構造計算により鉄筋金網を布設する。(配筋布設図作成) ・床版上筋のカブリのコンクリートは、経年劣化により泥化して損失しているため、建設当時の厚さまで、断面修復する。
		向山橋、船久保橋	① PC床版の補修 <ul style="list-style-type: none"> ・床版のひび割れ土砂化処理のため、補強網鉄筋(100×100mm)を設置してコンクリート舗装一体による補修検討。(橋面にて)
	伸縮装置補修設計 部分補修 取替	向山橋、船久保橋	<ul style="list-style-type: none"> ・既設伸縮装置(埋設型)と同程度の製品による検討、又は埋設処置。事前に選定するとともに施工方法を協議する。 ・既設伸縮装置と同程度の鋼製伸縮装置により設計する。
		石取橋	
	橋面補修設計 (防水層含む)	向山橋、船久保橋	<ul style="list-style-type: none"> ・床版補修に併せたコンクリート舗装にて行う。 ・床版補修に併せ防水層の設計を行う。 ・床版の水抜き(導水管、スラブドレーン)方法を検討のうえ、配置図・構造図を作成する。
		石取橋	
		向山橋、船久保橋、石取橋	
地覆補修設計	向山橋、船久保橋、石取橋	<ul style="list-style-type: none"> ・地覆コンクリートの補修または取り壊し打替えとする。 ・地覆端部等の補修において含侵工を検討する。 	
排水装置補修設計	石取橋	<ul style="list-style-type: none"> ・排水装置の補修設計、また排水構造の見直しを行う。 	
高欄補修	向山橋、船久保橋	<ul style="list-style-type: none"> ・地覆補修に伴い既設高欄を補修する。 ・高欄の損傷箇所と状況を確認し、補修に必要な数量を算出する。 ・地覆補修に伴い高欄を撤去し更新する。 	
	石取橋		
	下部工補修検討	A1,A2	<ul style="list-style-type: none"> ・外観調査により、詳細なひび割れ状況を把握する。 ・支承の補修検討を行う。 ・橋台の経年劣化部をはつり断面修復する。

(照査技術者及び照査の実施)

本業務は、照査技術者により照査を行うものとする。

(提出書類)

長野県が定める「設計業務等関係提出書類」様式に準じて提出する。

(図面)

設計図面は、次のものを作成する。

- ① 現橋図(橋梁一般図)
 - ・現橋の構造図(側面図、平面図、及び付帯設備等)
- ② 外観変状調査
 - 1) 変状図
 - 2) クラック状況図(ひび割れ幅の記入)
- ③ 補修設計図(補修・補強の設計図)
 - 1) 床版上面、下面補修図(施工フロー図)
 - 2) 床版上面修復詳細図
 - 3) 橋面工(橋面防水・舗装)
 - 4) 地覆・高欄補修詳細図
 - 5) 床版下面補強詳細図
- ④ 仮設図
 - 1) 足場計画図
 - 2) 施工ステップ図
 - 3) 交通規制図

(数量計算)

数量計算は、土木工事数量算出要領(案)(国土交通省)に基づき作成するものとする。

- ① 設計計算書(補修工法の形式、主要寸法が理解できる計算書)
- ② 数量計算書(補修・補強工事費の積算に必要な数量計算)
- ③ 施工工程計画概要(各補修工と仮設計画を合わせたフローチャート)
- ④ 概算工事費の算出計算書(各部位・各補修工法について)

(照査)

本業務における基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」に基づき照査技術者が実施するものとする。また、同要領に基づき作成した資料は、共通仕様書第1107条5項に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。